

栃木県後期高齢者医療広域連合指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱

平成 19 年 6 月 19 日
告示 第 1 6 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、栃木県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が、物品の購入及び賃借、製造の請負並びに業務の委託に係る契約（以下「契約」という。）を締結するために行う指名競争入札の適正かつ円滑な執行を確保するため、入札参加資格者（以下「有資格者」という。）の指名停止等の措置について、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止の要件及び期間)

第 2 条 有資格者の指名を停止する場合の要件（以下「指名停止要件」という。）及び期間は、別表のとおりとする。ただし、広域連合長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

2 指名停止要件の確認は、原則として主要報道機関により報道された記事によるものとする。ただし、本県内で発生した指名停止要件で公共的機関により確認し得る場合及び他の公共的機関により指名停止措置がなされたものは、この限りでない。

3 指名停止の始期は、当該措置の決定があった日の翌日とする。ただし、あらかじめ指名保留とする措置を行った場合は、この限りでない。

(指名停止の期間の特例)

第 3 条 有資格者が 1 の事案により別表に定める指名停止要件の 2 以上に該当したときは、当該指名停止要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって、指名停止期間の短期及び長期とする。

2 有資格者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止期間の短期は、それぞれ別表各項に定める短期の 2 倍の期間とする。

(1) 別表第 1 項、第 2 項、第 6 項又は第 7 項の指名停止要件に係る指名停止期間の満了後 1 年を経過するまでの間（指名停止期間中を含む。）に、それぞれ同表第 1 項、第 2 項、第 6 項又は第 7 項の指名停止要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第3項から第5項までのいずれかの指名停止要件に係る指名停止期間の満了後3年を経過するまでの間（指名停止期間中を含む。）に、それぞれ同表第3項から第5項までのいずれかの指名停止要件に該当することとなったとき。

3 有資格者について情状酌量すべき特別の事由があると認められるときは、指名停止期間を2分の1まで短縮し、又は指名停止を行わないことができる。

4 有資格者について極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第1項に規定する長期を超える指名停止期間を定める必要があるときは、指名停止期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

5 指名停止期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各項及び前各項に規定する期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 指名停止期間中の有資格者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認められたときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

（下請負人に関する指名停止）

第4条 指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

（指名の取消）

第5条 契約権者は、指名停止又は指名保留の措置がなされた有資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

（一般競争入札参加資格の制限）

第6条 一般競争入札に付そうとするときは、指名停止又は指名保留の期間中の者をその相手方としてはならない。ただし、他の者に代えがたい事由があると認められる場合は、この限りではない。

（随意契約の相手方の制限）

第7条 契約権者は、随意契約の方法により契約を行おうとするときは、指名停止期間中又は指名保留中の者をその相手方としてはならない。ただし、取引の相手方が特定され、かつ、他の者に代えがたい場合等やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（報告）

第8条 契約に係る事務に関し、有資格者が別表各項の指名停止要件に該当したときは、当該事務を所管する主管課長は、速やかにその事実を説明する書類を作成し、広域連合長に報告するものとする。

(決定)

第9条 広域連合長は、前条の規定による報告を受けたとき又は第2条第2項の規定により指名停止要件を確認したときは、指名停止を決定するものとする。ただし、指名停止を決定するまでの間、広域連合長が必要と認めた場合は、指名保留の措置を行うことができる。

2 前項本文の規定は、第3条第5項の規定に基づく指名停止期間の変更及び同条第6項の規定に基づく指名停止の解除の決定の場合にこれを準用する。

(通知)

第10条 広域連合長は、前条第1項の規定により指名停止の決定をしたとき（同項ただし書の規定により指名保留の措置をしたときを含む。）、第3条第5項の規定により指名停止期間の変更をしたとき、又は同条第6項の規定により指名停止の解除をしたときは、当該有資格者に対して遅滞なく通知するものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第11条 広域連合長は、指名停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	要 件	期 間	
1 虚偽記載	広域連合が行う契約に係る一般競争及び指名競争入札において、入札前の提出書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として、不適当と認められるとき。	1 か月以上 6 か月以内	
2 契約違反	広域連合が行った契約の履行に関し、契約条件等に違反し、契約の相手方として不適当と認められるとき。	1 か月以上 6 か月以内	
3 贈 賄	(1) アからウまでに掲げる者が当広域連合職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	ア 代表役員等	4 か月以上 12 か月以内
		イ 一般役員等	3 か月以上 9 か月以内
		ウ 使用人	2 か月以上 6 か月以内
	(2) アからウまでに掲げる者が本県内の公共機関等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	ア 代表役員等	3 か月以上 9 か月以内
		イ 一般役員等	2 か月以上 6 か月以内
		ウ 使用人	1 か月以上 3 か月以内
(3) ア又はイに掲げる者が本県外において、公共機関等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	ア 代表役員等	2 か月以上 6 か月以内	
	イ 一般役員等	1 か月以上 3 か月以内	
4 独占禁止法違反行為	(1) 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適当と認められるとき。	2 か月以上 9 か月以内	
	(2) 広域連合が行った契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適当と認めら	3 か月以上 9 か月以内	

	れるとき。	
5 談 合	(1) 有資格者である個人又は有資格者である法人の役員若しくはその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	2 か月以上 12 か月以内
	(2) 広域連合が行った契約に関し、有資格者である個人又は有資格者である法人の役員若しくはその使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	3 か月以上 12 か月以内
6 不正又は 不誠実な行為	(1) 前各項に掲げる場合のほか、次に掲げる場合で、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当と認められるとき。 ア 脱税容疑により告発されたとき。 イ 経営等に関する詐欺行為、脅迫行為、暴力行為等を行ったとき。 ウ 入札妨害を行ったとき。 エ 落札後、契約締結を拒んだとき。 オ 落札者の契約の締結又は履行を妨げたとき。 カ 業務に関し不正又は不誠実な行為を行ったとき。	1 か月以上 9 か月以内
	(2) 前各項及び前号までに掲げる場合のほか、有資格者である個人又は有資格者の役員が、禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治 40 年法律第 45 号)の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当と認められるとき。	
7 暴力団 関係者	(1) 有資格者である個人、有資格者の役員又は有資格者の経営に事実上参加している者が、組織又は集団の威力を背景に、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある関係者(以下「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。	6 か月を経過 し、かつ、改 善された 認められる までの期間
	(2) 有資格者である個人、有資格者である法人の役員が、業務に関し不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行を強要するた	2 か月以上 6 か月以内

	めに、暴力団関係者を使用したと認められるとき。	
	(3) 有資格者である個人、有資格者である法人の役員が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと認めるとき。	
8 経営不振	(1) 手形の不渡等により、銀行取引停止となったとき。	経営再建までの期間
	(2) 前号のほか、経営状態が不安定で契約の相手方として不相当と認められるとき。	経営が安定したと認められるまでの期間